香川県固定資産評価審議会を傍聴される方へ

香川県固定資産評価審議会(以下「当審議会」)の会議を傍聴される方は、次の事項を遵 守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 当審議会の会議を傍聴される方は、会議の開催予定時刻までに会場受付で住所および 氏名を記入し、会長又は係員の許可を受けてください。
- (2) 傍聴者は先着順により決定し、定員に達し次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴することができない者

次のいずれかに該当する方は、傍聴することができません。

- (1) 凶器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕又はこれらに類する物を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット又はこれらに類する物を着用し、又は携帯している者
- (4) 写真機、ビデオカメラ、録音機、パーソナルコンピュータ、ラジオ、拡声器、無線機 (携帯電話を除く。) 又はこれらに類する物を携帯している者。ただし、3の(4)によ り撮影又は録音を行うことについて会長の許可を受けた者を除く。
- (5) 笛、太鼓又はこれらに類する物を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他議事を妨害するおそれがあると認められる者

3 傍聴する際の遵守事項 会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。会議での委員等の発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 携帯電話等については、使用できないよう電源を切ること。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと
- (6) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。
- 5 その他 不明な点があれば、係員にお問い合わせください。